

火災共済・中小企業共済の相談・苦情窓口のご案内

茨城県火災共済協同組合

茨城県中小企業共済協同組合

当組合では、ご利用のお客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口において、ご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

1. 火災共済についてのご相談・苦情

茨城県火災共済協同組合

029-224-0610

2. 中小企業共済（自動車事故費用共済・生命傷害共済・医療総合保障共済）についてのご相談・苦情

茨城県中小企業共済協同組合

029-224-0616

※ 上記1、2の受付時間 8:30 から 17:00 まで

（土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く）

※ お問い合わせの共済契約内容（共済の種類・契約年月日など）をお確かめのうえ、お電話ください。

※ プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。

※ 電話が混み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。



3. 日火連および共済連でも、ご相談および苦情を受け付けておりますので、共済の種類により、下記までご連絡ください。

(1) 火災共済についてのご相談・苦情

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）

火災共済相談受付センター

 **0120-562630**

(2) 中小企業共済（自動車事故費用共済・生命傷害共済・医療総合保障共済）
についてのご相談・苦情

全国中小企業共済協同組合連合会（共済連）

中小企業共済相談受付センター

 0120-511077

- ※ 上記(1)、(2)の受付時間 9：00 から 12：00、13：00 から 17：00 まで
（土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月4日を除く）
- ※ お問い合わせの共済契約内容（共済の種類・契約年月日など）をお確かめのう
え、お電話ください。
- ※ プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願
いいたします。
- ※ 電話が混み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。

[日火連・共済連のホームページはこちらから](#)



4. 苦情などのお申し出につきましては、当組合と日火連および共済連それぞれが
連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の社団法人
日本共済協会 共済相談所へご相談いただくこともできます。

社団法人日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁によ
り、解決支援業務を行います。

社団法人 日本共済協会 共済相談所

03-5368-5757

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 23 番 1 号ライラック三栄ビル

受付時間 9：00 から 12：00 13：00 から 17：00

（土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く）

[社団法人日本共済協会のホームページはこちらから](#)

- ※ 自動車事故賠償に関わるものは、お取り扱いしておりません。
- ※ 具体的なお手続きにつきましては、上記の「社団法人日本共済協会ホームペー
ジ」をご覧ください。

自動車共済の相談・苦情窓口のご案内

関東自動車共済協同組合茨城県支部

当支部では、ご利用のお客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口において、ご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

1. 自動車共済についてのご相談・苦情

関東自動車共済協同組合茨城県支部
029-226-5191
受付時間 8:30 から 17:00 まで
(土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

- ※ お問い合わせの共済契約内容（お車の登録番号・契約年月日など）をお確かめのうえ、お電話ください。
- ※ プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。
- ※ 電話が混み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。



2. 解決が見つからない場合は、下記までご連絡ください。

関東自動車共済協同組合（関自共）
お客様相談室
045-222-3898
受付時間 9:00 から 17:00 まで
(土曜日・日曜日・祝日、12月30日から1月3日を除く)



3. ご相談・苦情などのお申し出につきましては、当支部と関自共本部それぞれが連携を図りながら対応いたしますが、ご納得のいくような解決ができず、ご利用のお客様から外部の中立的な第三者機関紛争解決機関を利用して解決を図りたいと申し出があった場合は、苦情の申し出内容により次の紛争処理機関を照会するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。

(1) 社団法人 日本共済協会 共済相談所

社団法人日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

社団法人 日本共済協会 共済相談所

03-5368-5757

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 23 番 1 号ライラック三栄ビル

受付時間 9:00 から 12:00 13:00 から 17:00

(土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

[社団法人日本共済協会のホームページはこちらから](#)

※ 自動車事故の賠償に関わるものは、お取り扱いしておりません。

※ 具体的なお手続きにつきましては、上記の「社団法人日本共済協会ホームページ」をご覧ください。

(2) 財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

共済金のお支払に関して、万一にもご納得いただけなかった時のために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は、共済金等の支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

03-5296-5031

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4

[財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構のホームページはこちらから](#)

(3) 財団法人 日弁連交通事故相談センター

財団法人 日弁連交通事故相談センター

各センターの連絡先は、(財)日弁連交通事故相談センターの
ホームページをご参照ください。

[財団法人日弁連交通事故相談センターのホームページはこちらから](#)

※ 財団法人 日弁連交通事故相談センターのご紹介は、平成 23 年 4 月 1 日からとなります。

(4) 財団法人 交通事故紛争処理センター

財団法人 交通事故紛争処理センター

各センターの連絡先は、(財)交通事故紛争処理センターの
ホームページをご参照ください。

[財団法人交通事故紛争処理センターのホームページはこちらから](#)

苦情対応の体制

茨城県火災共済協同組合
茨城県中小企業共済協同組合

